

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、さぬき市が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大 笹下地区）を行うことについて平成19年2月20日適当と決定した。

その関係書類をさぬき市建設経済部土地改良課において平成19年3月9日から同月29日まで縦覧に供する。

平成19年3月2日

香川県知事　眞　鍋　武　紀